

非開示希望と当事者間秘匿のご案内

相手に知られたくない情報がある場合、以下の2つの手続の利用をご検討ください。

非開示希望

非開示希望とは、相手に知られることであなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報について、相手が閲覧謄写（見たりコピーしたりすること）の申請をする場合に備えて、あなたの希望をあらかじめ申し出る手続です。

●非開示希望申出書を提出してください。

裏付け資料の提出は原則として必要ありませんが、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての説明が必要です（裁判官から求められた場合には、裏付け資料を提出してください。）。

手数料等の負担はありません。

●あなたを特定する事項等（例：あなたの住所、勤務先）だけでなく、それ以外の事項についても申出ができます（例：あなたの通院先、お子さんの学校名）。

●申立書には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所）を記載することができます。

●調停成立や審判のとき、調停調書等に記載する住所等の申告を求められることがあります。

当事者間秘匿

当事者間秘匿とは、あなたを特定する情報等が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

●申立てには以下の①～⑤の提出が必要です。

①秘匿決定の申立書

②秘匿事項届出書面

③あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれについての裏付け資料

④申立手数料 収入印紙500円

⑤郵便切手（必要に応じて）

●あなたを特定する事項等についてのみ申立てができます（例：あなたの氏名、住所、勤務先）。

●申立書には、「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

●申立てが認められた場合、相手が取消申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、不服申立て（即時抗告）ができます（別途申立手数料等が必要になります。）。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を、自分で選ぶんですね。

どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

書面提出にあたって、留意していただきたいこと。

書面を提出するときは

- ・相手に知られたくないことやそれらを推測されるようなことは書かないでください。
- ・知られたくない部分を黒塗りしてからコピーをして提出する方法もあります。

相手に知られたくない情報を裁判所には見てほしいときは

・提出する書面ごとに、相手に知られたくない部分にマーカーを引いて、かつ、非開示希望申出書を書いて上に載せ、ステープラーで止めて一体として提出してください。

→相手が反論できないので、審判の判断をするための資料にならないことがあります。

→黒塗りしてコピーした閲覧謄写用の書面の提出を求められることもあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね。

